

令和3年度 長久手市一般会計補正予算（第5号）の内容の追加について

議案第39号令和3年度長久手市一般会計補正予算（第5号）については、5月25日に議会運営委員会及び議案説明会で説明したところですが、その後、緊急の必要が生じたため、これを一旦取下げ、項目を追加した上で再提出します。概要は以下のとおりです。

1 追加案件について

補正予算（第5号）に下記の案件を追加します。

款	項	内容
2 総務費	2 徴税費	市税還付金 35,000 千円
3 民生費	3 生活保護費	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 8,280 千円（国庫：8,280 千円）

2 追加の経緯

(1) 市税還付金について

令和3年度の課税作業中に資料を確認していたところ、5月28日に市県民税の高額還付が確認されました。試算の結果、例年を大きく上回る還付額であり、当初予算額45,000千円のうち約40,000千円を執行する見込みとなりました。還付金は速やかに還付を行うよう法令の定めがあり、そのための支出予算を確保しておく必要があるため、補正予算（第5号）に予算を追加するものです。

(2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

実施については、既に新聞報道などで公表がされていましたが、開始の時期や給付の要件など、詳細については公表されていませんでした。そうした中、5月31日に、愛知県福祉部地域福祉課から事業概要の事務連絡があり、給付開始の時期が、7月以降の申請月と示されました。7月当初から申請を受け付けるためには、申請開始までに予算計上を行う必要があり、今回の補正予算計上を逃しては事業開始に間に合わないため、補正予算（第5号）に予算を追加するものです。

なお、事業の詳細については、6月上旬に別途国から示される予定です。

3 事業内容

(1) 市税還付金について

株式配当割・譲渡割還付において、1件約35,000千円の高額案件を含む合計40,000千円の還付が発生する見込みとなりました。

通常、特定口座を開設し株取引における源泉徴収を希望した方については、株式の譲渡益からあらかじめ所得税と住民税が源泉徴収されます。その後、その方が確定申告をした場合、申告内容によって住民税が課税されるため、結果として、株式譲渡所得を含んだ所得で課税されます。

このため、譲渡益から源泉徴収された住民税分を還付する必要があるため、これが今回の株式配当割・譲渡割還付となります。

(2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、総合支援資金貸付※の再貸付などの貸付を利用できない生活困窮世帯で、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象として、支援金を支給します。

事業費の積算について、申請受付が8月末までのため、その時点における想定世帯数として、単身世帯24世帯、2人世帯4世帯、3人以上世帯10世帯を想定し、総額8,280千円を予算計上します。

（内訳）単身世帯24世帯×60千円×3か月＝4,320千円

2人世帯4世帯×80千円×3か月＝960千円

3人以上世帯10世帯×100千円×3か月＝3,000千円

※ 総合支援資金貸付（実施主体：社会福祉協議会）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に無利子で貸付けを行うもの

（単身世帯15万円/月、2人以上世帯20万円/月）。原則3か月以内の貸付で、3か月の延長貸付が可能で、その後さらに3か月の再貸付が可能。

【対象】

①総合支援資金の再貸付を終了した世帯

②再貸付について不承認とされた世帯

【要件】

○収入要件

①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12と②生活保護の住宅扶助基準額の合計額（①+②）を超えないこと

○資産要件

世帯の預貯金の合計額が上記収入要件の①の6月分を超えないこと（ただし、100万円を超えないこと）

○求職活動等要件（以下のいずれかを満たす）

・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

【支給額】

単身世帯：月額6万円、2人世帯：月額8万円、3人以上世帯：月額10万円

※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。

【支給期間】

7月以降の申請月から3か月（申請受付は8月末まで）

【実施主体】

福祉事務所設置自治体

【財政措置】

国庫10/10

令和3年第2回 長久手市議会定例会 議事日程（案）

一般質問

順 序	区 分	氏 名	
1	個人	田 崎 あ き ひ さ 議 員	6月22日(火) 6 人
2	個人	な か じ ま 和 代 議 員	
3	個人	山 田 け ん た ろ う 議 員	
4	個人	木 村 さ ゆ り 議 員	
5	個人	岡 崎 つ よ し 議 員	
6	個人	さ さ せ 順 子 議 員	
7	個人	野 村 ひ ろ し 議 員	6月23日(水) 6 人
8	個人	石 じ ま き よ し 議 員	
9	個人	山 田 か ず ひ こ 議 員	
10	個人	青 山 直 道 議 員	
11	個人	伊 藤 真 規 子 議 員	
12	個人	富 田 え い じ 議 員	
13	個人	大 島 令 子 議 員	6月25日(金) 5 人
14	個人	わたなべさつ子 議 員	
15	個人	加 藤 和 男 議 員	
16	個人	川 合 保 生 議 員	
17	個人	さ と う ゆ み 議 員	

令和3年第2回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

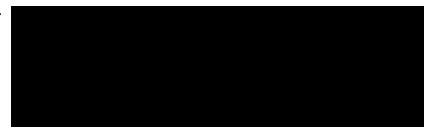
整理番号 及 び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第1号 5月7日		ゼロカーボン達成に向けた取組 みの推進に関する陳情	安城市 [redacted] [redacted]	



令和3年5月7日

長久手市議会議長 青山直道 殿

陳情者 安城市



ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情書

陳情の趣旨

日常生活や企業の経済活動など、私たちの暮らしは、生物資源や化石燃料など、地球上の様々な資源を利用し、ごみや温室効果ガスを排出するなど、地球環境にさまざまな負荷をかけています。

環境問題は、人権や貧困などといった地球上の様々な課題とも複雑に関係し、自然破壊や気候変動などという形で、私たちの暮らしを脅かしています。

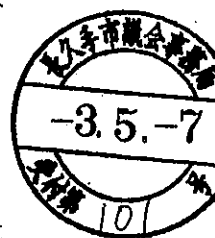
IPCC（気候変動に関する政府間パネル）によれば、今世紀末の世界平均気温の変化は、現在よりも、0.3～4.8度上がるとされており、世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べ、1.5度に抑えるためには、遅くとも2050年までに温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする必要があるとされています。

政府として、菅総理が、令和2年10月の所信表明演説において、2050年に国内の温室効果ガス排出を実質ゼロにすると宣言されました。また、11月に衆参両院において、「地球温暖化問題は、もはや気候変動の域を超えて、気候危機の状況に立ち至っている」との認識を共有し、「脱炭素社会の実現に向けて、経済社会の再設計・取組みの抜本的強化を行い、国を挙げて実践していくこと」との決意が示され、「気候非常事態宣言」が全会一致で採択されました。

こうしたことから、長久手市においても、ゼロカーボン達成に向けた取組みを推進することを陳情します。

陳情事項

1. 「ゼロカーボンシティ宣言」を検討するなど、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロの達成に向け、地球温暖化対策を行うこと
2. 地球温暖化や気候変動に関することなど、市民や事業者への周知啓発を行うこと
3. 自然災害に対する適応力を高め、持続可能な地域づくりを行うこと
4. 市民、事業者、国、他都市などとの連携・協働に努め、環境学習の充実と環境行動の支援を行うこと

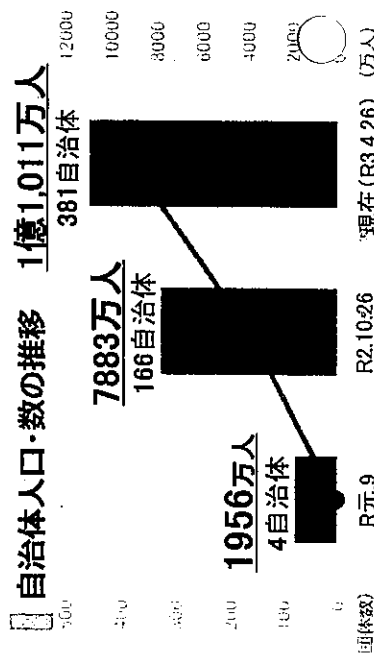


2021年4月26日時点

「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。表明自治体総人口約1億1,011万人※。

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

表明市区町村 (5,620万人)



現在(R3.4.26) (万人)

R2.10.26

(五) 本報

朱 響きは表明都道府県、その他の色響きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略

知 議 第 1 1 7 号
令和 3 年 3 月 1 8 日

陳情者 [REDACTED] 様

知立市議会議長 永 田 起 也



陳情の審査結果について（通知）

令和3年2月10日付で提出されました下記陳情は、本市議会において採択しましたことをお知らせします。

記

件 名 ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情書

2 高 議 第 2 5 6 号
令和 3 年 3 月 2 6 日

殿

高浜市議会
議 長 杉 浦 辰 夫

陳情の審議結果について（通知）

令和 3 年 2 月 1 2 日に提出された陳情の審議結果について、令和 3 年 3 月高浜市議会定例会において、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

番 号	件 名	審 議 結 果
陳 情 第 1 号	ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情	採 択

（この文書は、公文書改善のため公印を省略しています。）

豊 議 第 2 8 号
令和 3 年 3 月 2 6 日

様

豊明市議会

議 長 毛 受 明



陳情の審議結果について（通知）

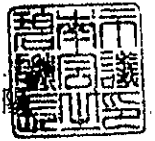
令和 3 年 2 月 1 7 日付けで提出されました陳情は、令和 3 年 3 月定例月議会（令和 3 年 3 月 2 4 日）において、採択されましたので通知します。

記

ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情

令和3年3月11日

議長 新美 交附



令和3年2月12日に提出された下記の陳情は、審査の結果、令和3年3月11日の碧南市議会協議会経済建設部会において採択と決定したので通知します。

1 令和3年陳情第1号 ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情

令和3年第2回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和3年6月22日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

田崎あきひさ 議員

なかじま和代 議員

山田けんたろう 議員

木村さゆり 議員

岡崎つよし 議員

ささせ順子 議員

令和3年第2回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和3年6月23日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

野村ひろし 議員

石じまきよし 議員

山田かずひこ 議員

青山直道 議員

伊藤真規子 議員

富田えいじ 議員

令和3年第2回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和3年6月25日（金）午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

大 島 令 子 議員

わたなべさつ子 議員

加 藤 和 男 議員

川 合 保 生 議員

さ と う ゆ み 議員

令和3年第3回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和3年8月30日～9月30日 32日間)

日 次	月 日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	8月30日	月	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	8月31日	火	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	9月1日	水		休 会
第4日	9月2日	木		休 会
第5日	9月3日	金		休 会
第6日	9月4日	土		休 会
第7日	9月5日	日		休 会
第8日	9月6日	月	午前9時30分	常任委員会
第9日	9月7日	火	午前9時30分	常任委員会
第10日	9月8日	水	午前9時30分	常任委員会
第11日	9月9日	木	午前9時30分	常任委員会
第12日	9月10日	金		予 備 日
第13日	9月11日	土		休 会
第14日	9月12日	日		休 会
第15日	9月13日	月		予 備 日
第16日	9月14日	火		休 会
第17日	9月15日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第18日	9月16日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第19日	9月17日	金	午前9時30分	本会議 一般質問
第20日	9月18日	土		休 会
第21日	9月19日	日		休 会
第22日	9月20日	月		休 会
第23日	9月21日	火		予 備 日
第24日	9月22日	水		休 会
第25日	9月23日	木		休 会
第26日	9月24日	金	午前9時30分	予算決算委員会
第27日	9月25日	土		休 会
第28日	9月26日	日		休 会
第29日	9月27日	月		予 備 日
第30日	9月28日	火	午前10時	議会運営委員会
第31日	9月29日	水		休 会
第32日	9月30日	木	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 閉会

8月16日(月) 午前10時 議会運営委員会

8月18日(水) 午前8時30分から 8月19日(木) 正午まで

一般質問及び決算審査意見書質疑通告受付

8月19日(木) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

8月25日(水) 午前10時 議会運営委員会

長久手市議会では、長久手市議会会議規則の改正について、市民の皆様のご意見を募集します。ご意見をお聞かせください。

案件名	長久手市議会会議規則の改正について
ご意見募集期間	令和3年6月10日（木）～6月30日（水）まで
提出先 長久手市議会事務局	〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1 ・ファックス：0561-63-5657 ・メール：gikai@nagakute.aichi.jp

改正の理由とご意見募集の趣旨

長久手市議会会議規則の本会議と委員会の欠席の届出において、従来の公務、疾病に加え、出産（産前・産後の期間にも配慮）、育児、介護、配偶者の出産補助等についても、欠席事由として明文化する改正です。

2年前に行われた長久手市議会議員選挙では議員定数18名を超える立候補がなく、選挙が行われませんでした。この改正により、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促し、議員活動しやすい環境づくりをすすめます。市民の皆様にご理解いただくとともに、長久手市の実情に即した規則の改正が行えるようにご意見をお待ちしています。

ご意見の取り扱い

お寄せいただいたご意見は整理した上で、個人が特定できる部分を除き、公表いたします。ただし、個別の回答は原則行いません。

資料

会議規則「欠席の届出」改正についての新旧対照表

新（標準市議会会議規則）	旧（長久手市議会会議規則）
（欠席の届出） 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	（欠席又は遅刻の届出） 第2条 議員は、公務、疾病その他の事故のため出席できないとき又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。
（欠席の届出） 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、	（欠席又は遅刻の届出） 第63条の2 委員は、公務、疾病その他の事故のため出席できないとき又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を

出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	提出することができる。
---	--------------------

提出書式（例）

タイトル「長久手市議会会議規則の改正について」
氏 名
住 所
電話番号
ご意見

提出先

〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1

長久手市議会事務局

・ ファックス : 0561-63-5657

・ メール : gikai@nagakute.aichi.jp



市議会事務局メール

長久手市議会では、長久手市議会会議規則の改正について、市民の皆様のご意見を募集します。ご意見をお聞かせください。

改正の理由とご意見募集の趣旨

長久手市議会会議規則の本会議と委員会の欠席の届出において、従来の公務、疾病に加え、出産（産前・産後の期間にも配慮）、育児、介護、配偶者の出産補助等についても、欠席事由として明文化する改正です。

2年前に行われた長久手市議会議員選挙では議員定数18名を超える立候補がなく、選挙が行われませんでした。この改正により、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促し、議員活動しやすい環境づくりをすすめます。市民の皆様に改正の趣旨をご理解いただくとともに、長久手市の実情に即した規則の改正が行えるようにご意見をお待ちしています。

案件名	長久手市議会会議規則の改正について
ご意見募集期間	令和3年6月17日（木）～6月30日（水）まで
提出先 長久手市議会事務局	〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1 ・QRコードから  ・FAX：0561-63-5657 ・メール： gikai@nagakute.aichi.jp ※氏名、連絡先の記載は必要ありません。

ご意見の取り扱い

お寄せいただいたご意見は整理した上で、個人が特定できる部分を除き、公表いたします。
ただし、個別の回答は原則行いません。⇒アンケートフォームは裏面に

アンケート

QRコードを読み取りアンケートフォームから以下のアンケートに送信できます。氏名、連絡先の記載は必要ありません。FAX、メールからは以下のフォームをご利用ください。質問内容は同じものです。

アンケートの質問には、当てはまる項目に✓をいれてお答えください。



Q1 あなたの年代を教えてください。

☐10代 ☐20代 ☐30代 ☐40歳 ☐50代 ☐60代 ☐70代～

Q2 あなたの性別を教えてください。

☐男性 ☐女性

Q3 あなたは議員に興味がありますか？

☐ある ☐ない ☐どちらでもない

Q4 議員は兼業が可能なことを知っていますか？

☐知っている ☐知らなかった

Q5 市議会に対して、また今回の会議規則改正についてご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

(ご意見)

アンケートへのご協力誠にありがとうございました。

長久手市議会では広報広聴協議会が設置されました。今後も皆様のご意見をお聞きする機会を設けます。よろしくお願いいたします。

(案)

長久手市議会会議規則（昭和48年議会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
（起立<u>等</u>による表決） 第78条 議長は表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立<u>又は挙手等</u>させ、起立者<u>又は挙手者等</u>の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 （略）	（起立__による表決） 第78条 議長は表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立_____させ、起立者_____の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 （略）